

令和元年度 4 月 第 13 回定例役員会議事録

(令和 2 年 4 月 12 日 於：青木平区民館)

出席者：区長、副区長、第 1 町内会長、第 2 町内会長、理事、各班長（欠：班長 1 名）

◆ 報告事項

冒頭、武井区長より新型コロナウイルス感染症対策として大都市圏を中心に発出された政府の『緊急事態宣言』を受け、今後の青木平区の自治会活動について話がありました。

本日の役員会は短時間で終了致したく、以下の報告事項については詳細説明を割愛させていただきます。

1. 防災機材操作訓練実施について（A・B グループ） 清 防災委員長

開催日：3 月 22 日（日） 9 時 00 分～11 時 00 分

操作訓練：新設された防火水槽（40t）及び、双方バルブを使用した可搬式ポンプ操作訓練の実施しました。

2. 第 2 町内会長をはじめとする引継ぎ会の実施について

開催日：3 月 22 日（日）

第 2 町内会長、本部会計および富丘社協委嘱役員の地域代表の引継ぎ説明会が実施されました

3. 第 56 回富士宮市清掃運動（春の一斉清掃）について：中止

※4 月 1 日 富士宮市生活環境課より「春の一斉清掃」の中止要請を受け、青木平区の「春の一斉清掃」は中止と決定いたしました。

4. クラブ・サークルの登録審査および年間活動報告確認について

4 月 6 日（日）開催された執行委員会で各クラブ・サークルの年間活動報告および監査結果が報告され承認されました。

対象サークル：① 青木平寄り合い処、② 青木平バトミントン同好会、③ 青木平グラウンドゴルフ クラブ
④ キッズ・アダルト英会話教室、⑤ スロートレーニング、⑥ 寄り合い処

◆ 審議事項

1. 異常時における今後の青木平区の自治会活動について

武井区長より次のような考えが示され、役員会で確認されました。

新型コロナウイルス感染防止対策として①密閉、②密集、③密接の 3 密を避けるため、国および富士宮市からは個人または組織に対して行動自粛の要請が行われています。

青木平区では新型コロナ ウイルス感染症の一層の拡大を危惧し、『命と健康を守る』ことを最優先に考え、感染防止対策として定例総会を始め、以下の対応を決定致しました。

自治会の役割は『区民の、区民による、区民のための組織』です。不安の抱えながら活動するものではありませんし、活動のための活動であってはなりません。

感染は必ず終息いたします。安心して生活できる環境が整いしだい青木平区の行事を再開致します。

(1) 2020 年度 青木平区定例総会について

- ・ 『緊急事態宣言』発出に伴い、**青木平区の定例総会は出席者不在の書面による議決とします。**
- ・ 4 月 26 日予定の定例総会には、班長をはじめとする**会員のみなさんの出席は見合わせて下さい。**
- ・ 『令和 2 年度(2020 年度)定例総会資料』と合わせ、『青木平区定例総会に関する重要なお知らせ』を全会員に配布し、伝達の徹底をお願いします。

- 1) 執行委員および新旧班長等を含め、**全会員に『議決権行使書』の提出を求め、議決とする。**
- 2) **功労者表彰は中止させて頂き、**退任される高木監事、永田民生委員、杉田青少年指導委員の3名の感謝状と記念品は、後日自宅へ届ける。
- 3) 定例総会当日に予定していた**第1回定例役員会・防災員会は中止とする。**
- 4) 定例総会終了後に予定していた**退任役員の慰労会は中止とする。**

(2) 定例総会後の自治会活動について

新型コロナ ウイルス感染症の一層の拡大が危惧されることから、1年間、自治会活動を休止します。

◆【休止する行事および活動】

夏祭り、子供と遊ぶ日、総合防災訓練、富丘支部合同敬老祝賀会、富丘まつり、地域防災訓練、プレミアムフライデー懇親会、認知症サポーター養成講座

◆【休止する委員会】

定例役員会（班長会議）、防災委員会、班会議

* いずれの委員会も不定期開催となります。状況および必要性を執行部が判断し、開催連絡を致します。

◆【一時休止する活動：政府の『緊急事態宣言が解除されるまで』】

- ① 少人数で行う『防災機材操作訓練 * 政府の『緊急事態宣言』解除後実施
- ② 公園および区民館の清掃活動 * 政府の『緊急事態宣言』解除後実施

★【継続する委員会】

- ① 執行委員会は通常開催とします。但し、2階で行う。（スペース確保）
* 区内状況の確認、行事の再開および委員会の招集に関し検討、判断していく。
- ② 青木平区自治会ホームページ編集委員会 但し、2階で行う。（スペース確保）

★【継続する活動】

- ① コミ集積所の清掃当番は従来通り継続実施
- ② 回覧板の配布および各世帯への回覧は従来通り継続実施
- ③ 『草刈りボランティア活動』は従来通り継続実施
- ④ 区費、募金（緑の羽、赤い羽根）、協力金（社会福祉協議会、日本赤十字社社費）の集金

2. 会員世帯に『マスク4枚』の配布について

新型コロナ ウイルス感染防止対策の一環として全会員世帯へ区民館にストックされていたマスク4枚を配布します。

以上